

運輸安全マネジメントへの取り組み

「安全・安心」を第一にお客様から信頼され愛される会社を目指し、社員一丸となって当マネジメントに取り組めます。



株式会社 **アリーナ**

安 全 方 針

株式会社アリーナは、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努め、お客様と共にバス旅行の喜びと感動を共有し、もう一度乗りたいと信頼される会社になるため、次のとおり安全方針を定め周知する。

1. 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 輸送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
4. 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し、常に確認、失敗から学び PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

2019年12月1日

株式会社 アリーナ

代表取締役

宮澤千津

重点施策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
4. 輸送の安全に関する情報に連絡体制を確立し、情報を共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。
6. 輸送の安全には従業員の高い健康な心と身体が必要であるため健康管理の徹底を図る。

2019年12月1日

株式会社 アリーナ

代表取締役 **宮澤千津**

輸 送 の 安 全 目 標

1.事故削減目標

	重大事故		交通事故		
	目標	実績	目標	実績	
2019 年度	0 件	0 件	20 件	11 件	
2020 年度	0 件	0 件	20 件	件	

重大事故は自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう

交通事故は、重大事故を除くすべての事故をいう

目標達成に向けた具体的取組み

1.ARENA 事故ゼロ CUP「みんなでチャレンジ」による無事故の取組

2.輸送の安全に関する投資額（予算）

（単位：千円）

	主な項目	2020 年度予算
教育等に関する事項	安全教育費（適性診断費用を含）	500
	事故 OCUP	500
	外部運転技術研修の受講	1,000
健康管理に関する事項	SAS 検査の実施	500
	脳ドック実施の検討	1,000

3.内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を年 1 回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

4.情報の連絡体制の確立

安全運行会議（社長・常務・取締役・安全統括管理者・各部門役席者）を毎月 1 回開催し、情報を共有します。

5.輸送の安全に関する安全教育の実施計画

「株式会社アリーナ 2020 年総合教育研修計画」による

2019 年 12 月 1 日

株式会社 アリーナ

代表取締役

宮澤千津

株式会社アリーナ 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

と。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 統括運行管理者 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に

定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役又は運行部役席者のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認め

る場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

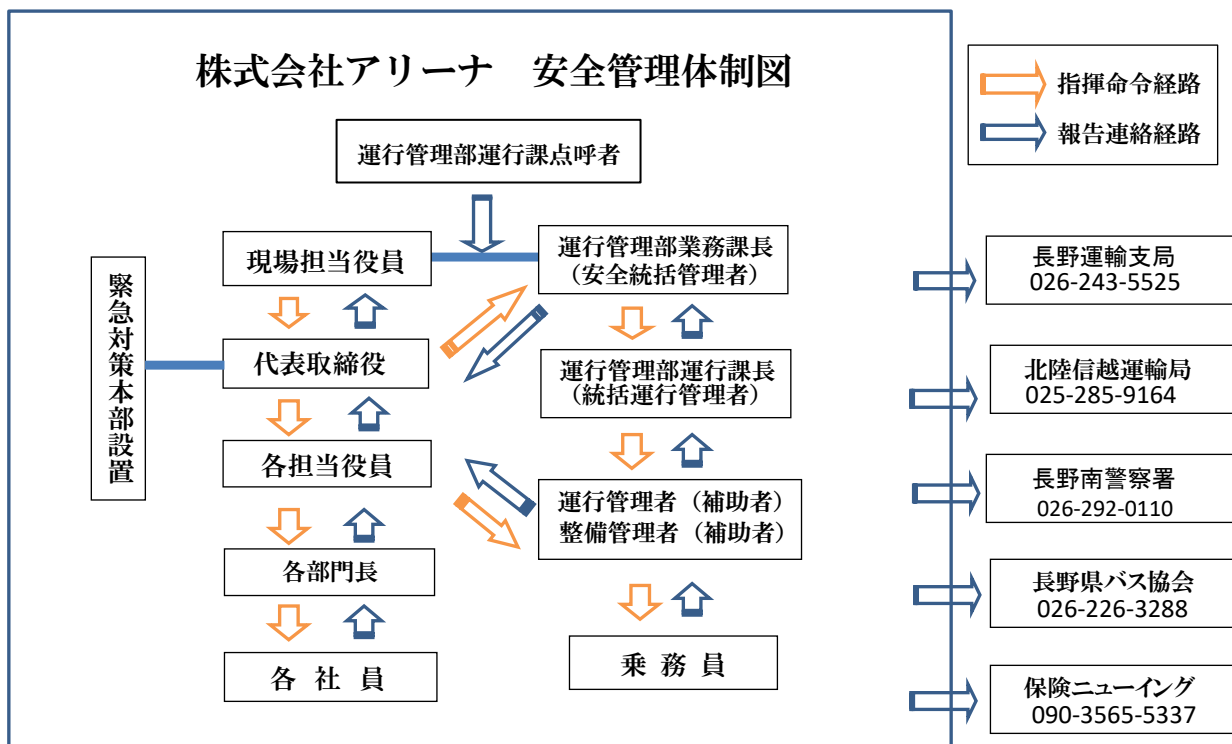
第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存するものとする。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法については、安全統括管理者の命を受けた者が管理するものとする。



平成30年7月18日

北陸信越運輸局長 殿

住 所 長野県長野市篠ノ井塩崎6944-1
氏名又は名称 株式会社 アリーナ
代 表 者 名 代表取締役 宮澤 千津



安全統括管理者選任届出書

このたび、安全統括管理者を選任したので、道路運送法第22条の2第5項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の6の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
氏名又は名称 株式会社 アリーナ
住 所 長野県長野市篠ノ井塩崎6944-1
代表者氏名 代表取締役 宮澤 千津
- 2 選任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
氏 名 南澤 一明
生年月日 昭和51年11月12日
- 3 選任した年月日
平成30年7月18日



輸送の安全に関する内部監査の結果及び改善措置

実施日時：2019年4月24日 9:40 a.m ~ 12:30 p.m
2019年9月27日 9:40 a.m ~ 12:30 p.m

監査チーム：監査リーダー 小田切 正樹（運行管理部）
監査員 前島 聡（営業企画部）
児島 潤一（営業企画部）

（4月24日概要）

被監査部門：代表取締役	宮澤 千津	監査担当：前島監査員
安全統括管理者	南澤 一明	監査担当：児島監査員
取締役総務部長	清水 節子	監査担当：小田切監査リーダー

（9月27日概要）

被監査部門：代表取締役	宮澤 千津	監査担当：児島監査員
安全統括管理者	南澤 一明	監査担当：前島監査員
取締役営業部長	滝澤 功一郎	監査担当：小田切監査リーダー

1. 内部監査の目的

輸送の安全に対する取り組みと進捗状況の確認及び今後の展望

2. インタビュー内容

（経営トップへのインタビュー）

- ・経営トップの責務、今期の振り返り
- ・輸送の安全に関しての振り返り
（事故ゼロカップ、安全投資、健康面への投資などの状況確認）
- ・安全統括管理者との係わり方、求める事
- ・乗務員、従業員の教育・社内環境、雰囲気について
（乗務員教育、社員研修、社内環境等についての確認）
- ・今後の要員計画、外部発信等について
（現状の要員、台数、今後の採用計画、ホームページ等）

(安全統括管理者へのインタビュー)

- ・安全統括管理者としての抱負、方針、成果、反省について
- ・運輸安全マネジメントの取り組みについて
(重点施策、安全目標などの振り返り)
- ・乗務員教育及び研修の成果と反省点
(新入社員教育について)
- ・事故に関する指導内容の確認、今後の展開

(総務部長へのインタビュー)

- ・運輸安全マネジメントの取り組みについて
- ・健康面における定期健康診断、各種検査等の進捗状況
- ・予防接種への取り組み

(営業部長へのインタビュー)

- ・運輸安全マネジメントの取り組みの確認
- ・輸送の安全に対する取り組みの確認
- ・営業部門における問題点、来期以降の展望
- ・現在の要員、保有台数及び乗務員確保について

3. 内部監査を実施しての講評と所見

- ・運輸安全マネジメントの取り組みに関しては、各項目における進捗状況と今後の課題について再確認することが出来た。
- ・経営トップについては、運輸安全マネジメントの取り組みとして、安全方針、重点施策、安全目標についての考えを再確認することが出来た。
- ・安全統括管理者についても経営トップ同様、運輸安全マネジメントの取り組みの再確認及び、経営トップとの連携、乗務員に対する教育並びに安全についての情報共有等について確認することが出来た。
- ・先期よりも監査の対象を広げた内部監査の実施が出来た。
- ・内部監査の重要性が社内に浸透したことにより、傍聴者が数が多くなった。
- ・監査対象者への更に深く突っ込んだ質問が多くなった。
- ・傍聴者からのアンケート収集を実施する。

4. 重点監査項目の所見

- ・経営トップの責務である、輸送の安全及び企業経営という点については共に良い方向に進みつつある。又、来期の展望や抱負もしっかりとした計画がなされていた。

- ・安全統括管理者は、輸送の安全について今迄以上に経営トップとのコミュニケーションをはかり安全確保最優先と関係法令遵守に取り組む点に期待する。

5. 総評

輸送の安全と法令遵守、P D C Aへの更なる取り組みを期待する。